

# お知らせ版



## ○税務課より

### 家屋を取り壊したら

固定資産は毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。町では、家屋の新増築・取り壊しの調査に努めています。特に取り壊しの場合、把握できないことがありますので、家屋を取り壊した方又は取り壊す予定のある方は、税務課までご連絡くださいますようお願いいたします。

### ▼問い合わせ先

税務課 資産税係

☎(56) 9123



## ○健康課より

### 甘い物だけが原因ではない!? 糖尿病予防コース 元気アップ栄養教室参加者募集

対象は町内にお住まいの40歳～74歳の方

▼定員は先着25名

▼日程は7月17日(木)

▼時間は午前9時30分～午後1時30分

▼場所は上三川いきいきプラザ 中会議室・栄養指導室

▼費用は500円

▼内容は上三川町食生活改善推進員による調理実習、会食、管理栄養士・保健師によるミニ講話

### ▼問い合わせ先

健康課 成人健康係

☎(56) 9133

## 今月の納期 納期限 7月31日(木)

固定資産税…第2期  
国民健康保険税…第1期  
介護保険料…第1期  
後期高齢者医療保険料…第1期  
連絡先=税務課 納税係

☎(56) 9121

## 元気いっぱい!! 赤ちゃんボランティア募集

町では、町内の中学生・高校生を対象にサマースクールを実施します。その中で、「赤ちゃんふれあい体験」を行います。学生が赤ちゃんとふれあうことで、育児の楽しさや大変さを実感し、命の大切さや家族に大切に育てられたことを知る機会につながっています。中高生とのふれあい体験にご協力いただける赤ちゃんを募集します。

▼日時は8月5日(火)午後1時15分～2時(受付…午後1時～)

▼場所は上三川いきいきプラザ 保健センター

▼募集人数は生後3か月～10か月くらいの赤ちゃんを保護者20組

## 今月の休日納税相談

日時=7月27日(日)  
午前 8時30分～11時00分  
場所=1階 税務課窓口  
連絡先=税務課 納税係

☎(56) 9121

## 不妊治療費助成制度の 改正について

町では不妊治療にかかる費用の一部を助成しています(適用5年度、1年度20万円まで)。平成26年5月27日の制度改正により、医療機関に関する規制の一部を緩和し、国内の医療機関で実施した人工授精に関する検査及び治療は、助成の対象となりました。

なお、不妊治療費の助成を受けられる要件は次のとおりです。

- ①町内に1年以上住所があること
- ②人工授精、体外授精、顕微授

## 上三川町 交通事故発生状況

	4月	5月
件数	13件	6件
負傷者数	13人	6人
死者数	1人	1人

精に関する検査及び治療であること

③②の検査及び治療が保険診療適用外であること

④②の検査及び治療を次の医療機関で行っていること

▼人工授精…国内の医療機関

▼体外授精、顕微授精…各都道府県で指定を受けた医療機関

※詳細についてはお問い合わせください。町ホームページでご確認ください。

### ▼問い合わせ先

健康課 母子健康係

☎(56) 9132



○保険課より

**介護保険施設入所の  
食費・居住費  
(滞在費)減額申請**

次の対象者は、申請をする  
と、介護保険施設に入所(短期  
入所)したときの負担が軽くな  
ります。すでに負担の軽減を受  
けている方も6月で有効期限  
が切れますので、7月31日(木)  
までに申請してください。

▼対象者Ⅱ世帯全員が平成26  
年度住民税非課税の方

▼申請に必要なものⅡ平成26  
年1月1日現在、上三川町に  
住所が無かつた方は、平成25  
年中の所得等を証明する書  
類(公的年金収入額・合計所  
得金額・市町村住民税課税額が  
確認できる書類)が必要です。

▼申請・問い合わせ先Ⅱ  
保険課 介護保険係

☎9102

**金婚式を迎えられるご夫婦の皆様へ**

町では毎年、敬老会において  
結婚50周年のご夫婦に記念品を  
贈り、お祝いをしています。今年  
度該当する方は、8月22日(金)  
までに保険課高齢者年金係まで

届出書を提出してください。

届出書は、保険課窓口にあ  
りますので印かんを持参の上、  
お越しください。

▼該当者Ⅱ平成26年中に結婚  
50周年になる夫婦(昭和39  
年1月1日～12月31日の間  
に婚姻届を出した方)

▼問い合わせ先Ⅱ

保険課 高齢者年金係

☎9129

○都市建設課より

**町営住宅入居者募集**

▼募集住宅Ⅱ

下町第一町営住宅 3DK  
1戸

▼受付期間Ⅱ7月1日(火)～  
15日(火)(日曜日、土曜日を  
除く。)

▼家賃月額Ⅱ

下町第二(3DK)  
12,400～24,300円

※入居者の年収等により決ま  
ります。

※入居には、家賃の3か月分の  
敷金が必要です。

▼問い合わせ先Ⅱ

都市建設課 管理係

☎9146

○福祉課より

**児童手当現況届の  
提出はお済みですか？**

児童手当を引き続き受給す  
るためには、町から送付された  
「現況届」の提出が必要です。

この届の提出がないと6月  
分以降の手当が受けられなく  
なりますので、提出されていな  
い方は至急提出してください。

なお、現況届がお手元にな  
いは、用紙を準備いたしますの  
で児童福祉係までご連絡くだ  
さい。

▼問い合わせ先Ⅱ

福祉課 児童福祉係

☎9130

**子育て世帯臨時特例  
給付金について**

子育て世帯臨時特例給付金  
とは、消費税増税に伴い、子育  
て世帯へ支給する一回限りの給  
付金です。

この給付金を受け取るため  
には申請が必要であり、提出さ  
れた申請書をもとに審査を行  
い、支給します。

該当となる可能性のあるご  
家庭には、申請書をお送りして

おります(※公務員の方は職  
場から申請書等を受け取って  
ください)。

申請書等お手元に届いてな  
い方は、支給対象であるか確認  
し、用紙を準備いたしますので  
児童福祉係までご連絡くださ  
い。

▼問い合わせ先Ⅱ

福祉課 児童福祉係

☎9130

○上下水道課より

**下水道及び農業集落  
排水処理施設利用上の注意**

下水道及び農業集落排水処  
理施設に流せないもの

下水道及び農業集落排水処  
理施設は、し尿及び生活雑排  
水のみを対象としたものです。  
ごみや野菜くず、油類、農薬、揮  
発性の物質等は絶対に流さな  
いでください。

※右記のものを流したことに  
より排水管が詰まってしま  
う事故が発生し、修繕に多額の費  
用がかかっています。

排水管を詰まらせた場合、  
宅内の排水設備の修繕費用に  
ついてはお客様負担となりま

す。また、本管であつても、お客  
様の過失と判断された場合、復  
旧に要した費用をお客様に負  
担していただく場合もありま  
す。

飲食店等でグリーストラップ  
を設置している方へのお願

グリーストラップは、排水に  
含まれる油脂分やごみなどを  
取り除くために設置されてい  
ます。定期的に清掃しないとグ  
リーストラップの機能が低下  
し、排水設備の詰まりや悪臭な  
どが発生しやすくなります。

・バスケットの清掃は毎日1回  
行いましょう。  
・少なくとも週に1～2回浮  
いた油をすくい取りましょ  
う。

・少なくとも年に4～6回沈  
殿した汚泥を取り除きま  
しょう。

▼問い合わせ先Ⅱ

上下水道課 業務係

☎9168



○その他機関より

**認定農業者制度について**

認定農業者制度とは、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの経営を計画的に改善するため、「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定する制度です。認定農業者は担い手農業者とも呼ばれ、国や県、市町村等からさまざまに支援が受けられます。

なお、農業経営改善計画は5年間の計画ですので、認定を受けてから5年が経過した場合、再度計画を提出して再認定を受けないと認定農業者の資格を失います。また、認定の対象者は、性別を問わず、どなたでも認定を受けることができます。

詳細については、町農業公社にお問い合わせください。

▼問い合わせ先

上三川町農業公社  
 ☎(56) 4312



**平成25年中に家屋を新築等により取得された方へ**

今月は、平成25年中に家屋を新築、増築及び改築により取得された方に対し、不動産取得税が課税されます。

納税通知書がお手元に送付された方は、納期限(7月31日)までに、最寄りの金融機関又は県税事務所窓口にて納税してください。

ご不明な点につきましては、宇都宮県税事務所(不動産取得税担当)にお問い合わせください。

▼問い合わせ先

宇都宮県税事務所  
 (不動産取得税担当)  
 ☎028(626)3014・3015

**中小企業・小規模事業の経営者の皆様へ**

個人保証なしで金融機関から融資を受けたり、事業が破綻しても一定の生活費等を残すことができるルールができました。

① 法人と個人の資産・経理が明確に分離されている場合

等において個人保証が不要となること

② 多額の個人保証を行っているても、経営が行き詰まる前に、早めに事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等が残ること

などを定めた「経営者保証に関するガイドライン」が、中小企業庁・金融庁主導の下、策定されました。

金融機関と相談したい方、詳しくは中小企業基盤整備機構関東本部までご相談ください。

▼問い合わせ先

中小企業基盤整備機構関東本部  
 ☎03(5470)1620

**下水道排水設備工事責任技術者更新講習会のお知らせ**

下水道排水設備工事責任技術者の更新講習会を実施しますのでお知らせします。

▼日時・場所

宇都宮市会場：宇都宮市文化会館

10月1日(水)午後2時～4時  
 10月12日(日)午後2時～4時  
 10月22日(水)午後2時～4時

**介護教室のご案内**

地域包括支援センターでは、高齢者を介護しているご家族等が、高齢者の特徴や介護に関する知識や技術等について学ぶ「介護教室」を開催いたします。参加希望の方は「上三川町地域包括支援センター」までご連絡ください。

- ▶ 日時 = 7月28日(月)午後1時30分～3時
- ▶ 場所 = 三本木デイサービスセンター
- ▶ 内容 = 「食事介助の仕方」
- ▶ 参加定員 = 20名(定員になり次第締め切りとさせていただきます)
- ▶ 問い合わせ先 = 上三川町地域包括支援センター ☎(56) 5513

佐野市会場：佐野市文化会館  
 10月7日(火)午後2時～4時  
 10月21日(火)午後2時～4時  
 大田原市会場：那須野が原ハートホール  
 10月15日(水)午後2時～4時

または、有効期限が平成26年3月31日で切れ、現在資格が失効している方。

▼問い合わせ先

公益財団法人とちぎ建設技術センター 研修課  
 ☎028(626)3187

更新講習会案内 申込書類は、公益財団法人とちぎ建設技術センターから本人あてに6月27日までに送付します。

▼ 申込受付期間 7月1日(火)～7月31日(木)※当日消印有効

▼ 更新講習会対象者 現在この資格を有し、有効期限が平成27年3月31日までの方。



**下水道排水設備工事責任  
技術者試験講習会及び  
模擬試験のお知らせ**

▼日時 9月26日(金)午前10時～午後4時30分

▼場所 栃木県自治会館

▼申込受付期間 7月1日(火)～8月31日(日) 当日消印有効

▼申込書類の配布時期及び場所 6月27日以降に公益財団法人とちぎ建設技術センター及び町の上下水道課で配布します。

▼その他 受験資格については、試験案内をご覧ください。

▼問い合わせ先 公益財団法人とちぎ建設技術センター

▼企画開発部 研修課

☎028(626)3187

**下水道排水設備工事責任  
技術者試験のお知らせ**

▼日時 10月29日(水)午後2時～4時

▼場所 栃木県自治会館

▼申込受付期間 7月1日(火)～8月31日(日) 当日

**平成26年度石橋地区消防組合職員募集**

- ▶採用予定人数=8名程度
  - ▶採用予定職種=消防吏員(消防・救急救命士)
  - ▶受験資格
    - 消防・・・平成元年4月2日～平成9年4月1日までに生まれた方
    - 救急救命士・・・平成元年4月2日以降に生まれた方で、救急救命士法(平成3年法律第36号)により救急救命士の免許を有している方
  - ※いずれも日本国籍を有し、地方公務員法第16条(欠格事項)に該当しない方
  - ▶募集期間=7月1日(火)～31日(木)まで
  - ※郵送の場合は、7月31日(木)の消印有効
  - ▶受付場所=石橋地区消防組合消防本部総務課(下野市下石橋246番地1)
  - ※申込用紙は、石橋地区消防組合消防本部総務課・石橋消防署・壬生分署・上三川分署・安塚分遣所において配布します。
- また、当消防組合ホームページからダウンロードできます。



▶問い合わせ先=  
石橋地区消防組合  
消防本部 総務課  
☎(53)0509  
ホームページ  
<http://www.119-ifd.or.jp/>

消印有効

▼申込書類の配布時期及び場所 6月27日以降に公益財団法人とちぎ建設技術センター及び町の上下水道課で配布します。

▼その他 受験資格については、試験案内をご覧ください。

▼問い合わせ先 公益財団法人とちぎ建設技術センター

▼企画開発部 研修課

☎028(626)3187

**平成26年度統計グラフ  
栃木県コンクールの作品募集**

県内の小学生、中学生、高校生、大学生及び一般の方を対象に統計グラフの作品を募集し

ます。

▼課題 自由。ただし、小学校4年生以下の応募については、児童が自ら観察または調査した結果をグラフにしたものとする。

▼用紙の大きさ B2判、縦横どちらでも可。(貼り合わせでもB2判であれば可)

▼紙質・色彩 自由。ただし裏面の板張り(パネル仕上げ)、表面のセロハンカバーは不可。

▼応募点数 1人で何点でも

応募可。ただし、2枚以上にわたる「シリーズ作品」は不可。

▼合作の人数 1つの作品について5人以内。

▼その他 第三者が作成したイラストや写真などは使用しないでください。

▼締切日 9月3日(水) 栃木県統計課必着

▼問い合わせ先 栃木県統計課

☎028(623)2242

**平成26年度  
屋外広告物講習会**

▼日時 8月27日(水)

▼午前9時10分～午後4時40分

▼場所 栃木県庁東館4階 講堂

▼申込期間 7月14日(月)～25日(金)

※土・日・祝日を除く

▼問い合わせ先 宇都宮土木事務所

▼管理課

☎028(626)3140



## こころの相談

開催日=7月27日(日)  
 8月26日(火)  
 相談時間=午前9時~正午  
 (1人あたり1時間)  
 場所=上三川いきいきプラザ  
 共用相談室  
 ※事前予約が必要です。  
**▶問い合わせ先=**  
 健康課 成人健康係  
 ☎(56) 9133

## 隣保相談

地域住民の生活上の相談、  
 人権にかかわる相談に応じます。  
**▶日時=**7月12日(土)  
 午前10時~正午  
**▶場所=**東館南集会所  
おのさき ようこ  
**▶相談員=**小野崎 洋子 相談員  
**▶問い合わせ先=**  
 福祉課 福祉人権係  
 ☎(56) 9128

## 法律相談

日時=7月20日(日)  
 午後1時~午後4時(1人20分)  
 場所=上三川いきいきプラザ  
 共用相談室  
 相談員=栃木県弁護士会弁護士  
**申込期間(予約制)**  
 =7月1日(火)~18日(金)  
 費用=無料  
 連絡先=福祉課 福祉人権係  
 ☎(56) 9128 FAX(56) 6868

## 心配ごと相談

日時=毎週水曜日 午前9時~正午  
 (第5水曜日、祝日を除く)  
 場所=上三川いきいきプラザ  
 共用相談室  
 内容=日常生活上に生じる心配ごと、  
 困りごとなど  
**問い合わせ先=**  
 上三川町社会福祉協議会  
 ☎(56) 3166

## 毎月勤労統計調査 特別調査へのお願い

厚生労働省では、本年7月31日現在で、常用労働者を1~4人雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査を実施します。

この調査は、1~4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間及び雇用の実態について全国及び都道府県別に明らかにすることを目的に実施しており、調査結果は、小規模事業所の実態を閉める資料として最低賃金の改訂審議等に使用させていただきます。

調査対象となる事業所に

は、8月から9月にかけて統計調査員が訪問し、調査事項についてお伺いして調査票を作成いたします。

調査票に書かれた内容は、「統計法」により厳しく秘密が守られます。また、統計以外の目的に用いることも固く禁じられています。

ご多忙のこととは存じますが、調査の重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願いいたします。

**▼問い合わせ先**  
 栃木県統計課人口労働統計担当  
 ☎028(623)2246

## 小売物価統計調査への 協力のお願い

総務省統計局が実施する「小売物価統計調査」が、平成27年1月から始まりです。

この調査は、物価水準の変動をとらえる上で重要な「消費者物価指数」をはじめ、物価に関する諸資料を作成するため  
 の調査です。事業所及びアパートなどが対象で、栃木県知事が任命した、調査員の瀬戸朋子とほこがお伺いします。本調査の開始は平成27年1月からですが、準備のため、7月から調査員が皆様の事業所やアパートをお訪ねすることがあります。

調査結果は、統計の作成目

的以外には一切使用いたしません。調査員がお伺いした際には、ご協力をお願いいたします。

**▼問い合わせ先**  
 栃木県県民生活部統計課生活統計担当  
 ☎028(623)2245



## お詫びと訂正

広報かみのかわ6月号においてお知らせした内容に、次の通り誤りがありました。

訂正してお詫びします。  
 ↓デマンド交通(かみたん号)のご案内、  
 13ページの問い合わせ先(誤)

企画課 政策調整係  
 ☎(56) 9188  
 (正)  
 企画課 政策調整係  
 ☎(56) 9118